

若者・子育て世代住宅取得奨励金制度について

若者や子育て世代の定住の促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、若者・子育て世帯の住宅取得を支援する奨励金制度を実施しています。

【制度の概要】

筑西市内に住宅（新築住宅・中古住宅）を取得して定住した若者・子育て世帯に対し、定住の奨励金として1世帯あたり40万円を交付します。

また、転入を伴う場合は、10万円加算の1世帯あたり50万円を交付します。

【制度の対象となる住宅】

令和8年3月31日までに所有権保存（移転）登記受付をした住宅

条件1【奨励金交付の対象者】（新築住宅・中古住宅共通）

☐対象住宅の登記事項証明書において、申請者が2分の1以上の所有権を有すること。

☐申請日時点で、申請者が次のいずれかに該当すること。

① 申請者が40歳以下である。

② 18歳以下（令和8年3月31日基準）の同居の子がいる。※申請者の年齢制限なし

☐所有権保存（移転）の登記受付年月日から1年以内の申請であること。

☐奨励金の交付のあった日から5年以上定住する意思があること。

☐対象住宅に居住する世帯員全員に市税等の滞納がないこと。

☐若者・子育て世代住宅取得奨励金の交付を過去に受けていないこと。

条件1－1【転入を伴う場合】

条件1に加えて、申請日時点で申請者（配偶者がいる場合は配偶者も含む）が、次に当てはまること。

☐本市への転入の日の翌日から起算して1年以内であること。

☐次のいずれかに該当すること。

① 市民でなくなった日から1年以上経過した後に再び本市に転入している。

② 市民であったことがなく、本市に転入している。

条件2【奨励金交付の対象となる住宅】

新築住宅

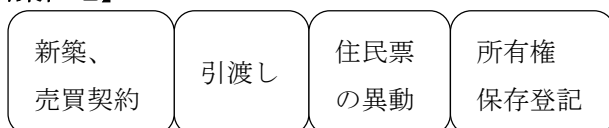
- 新築した住宅（建て替えを含む。）又は建売住宅等（分譲マンション含む。）で、建築後使用されたことがないもののうち、当該住宅に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載された新築の日から1年以内の住宅であること。
- 宅地に建築された、玄関、台所、便所、浴室及び居室をすべて有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅（店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分がある住宅をいう。）で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）であること。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするものを除く。
- 建築基準関係規定に適合している住宅であること。
- 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること。

中古住宅

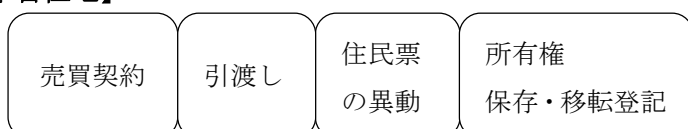
- 建築後使用されたことがある住宅又は完成の日から1年を超える住宅であること。
- 宅地に建築された、玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅（店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分がある住宅をいう。）で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）であること。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするものを除く。
- 昭和56年6月1日以後の建築基準法の規定による耐震基準を満たす住宅であること。
（昭和56年5月31日以前建築の住宅の場合は、「耐震基準適合証明書」の提出をもって、耐震基準を満たす住宅であると判断する。）
- 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- 3親等以内の親族以外の者から購入した住宅であること。
- 購入価格（土地代含む）及び修繕費用の総額が300万円以上であること。（税込）
- 交付を受けようとする者が、当該中古住宅について筑西市住宅リフォーム助成事業補助金や、その他本市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

【奨励金交付までの流れ】

【新築住宅】



【中古住宅】



交付申請

審査

交付決定

交付

【交付申請に必要な書類】

提出書類	取得場所	新築住宅	中古住宅
交付申請書（様式第 1 号）	市HP又は 市地方創生課	○	—
交付申請書（様式第 2 号）	市HP又は 市地方創生課	—	○
誓約書兼同意書（様式第 3 号）	市HP又は 市地方創生課	○	○
居住する世帯員全員（世帯主・続柄 が記載されたもの）の住民票 ※コピー不可	市市民課 又は各支所 等	○	○
対象住宅の登記事項証明書（建物） ※コピー不可	法務局	○	○
建築確認済証のコピー ※住宅着工前に所定の機関から交付さ れたもの	【発行機関】 指定確認検査機関 又は建築主事	○	—
対象中古住宅の売買契約書のコピー		—	○
住宅の間取り及び面積が分かる平面 図のコピー		○	○
世帯員（16 歳以上）の完納証明書	市市民課 又は収税課 等	○	○
1 年以上継続して市外に居住してい たことを証明できる戸籍の附票又は 住民票除票（配偶者がいる場合は配 偶者も含む）※コピー不可	市市民課 又は各支所 等	○ ※転入を伴う 場合のみ	○ ※転入を伴う 場合のみ
アンケート（二次元バーコード読取）		○	○

※すべての書類が揃ってから、申請書をお預かりいたします。

※申請書の修正には訂正印が必要となりますので、必ずご印鑑（シャチハタ不可）をお持ちください。

【よくある質問 Q & A】

《提出書類について》

Q 住宅の間取り及び面積が分かる平面図がない場合はどうすればよいですか？

A 中古住宅での申請の場合が想定されますが、その場合は、「申請者が作成した平図面」と「玄関・台所・便所・浴室・居室を有していることが分かる写真」を提出してください。
平面図は住宅の間取り及び面積が分かるように作成してください。

《申請について》

Q 申請は、どのタイミングですればよいですか？また、申請期限はありますか？

A 住宅を取得し、住宅の所有権保存(移転)登記が済んでから申請をすることができます。
申請期限は、所有権保存(移転)の登記受付年月日から1年以内です。

Q 申請書は申請者本人が提出する必要がありますか？また、郵送提出は可能ですか？

A 代理の方による申請書の提出も受け付けます。委任状は必要ありません。
また、郵送による申請書の提出も受け付けますが、申請書の修正には訂正印が必要となりますので内容にお間違いがないようご確認ください。

Q 振込先に配偶者や親の口座を指定することはできますか？

A 奨励金は申請者に交付するものであり、申請者以外の名義の口座へのお振込みはできません。

Q 他の補助金等との併用は可能ですか？

A 筑西市住宅リフォーム助成事業補助金、その他本市で実施している他の同様の補助制度による補助の併用はできませんが、本市以外が実施する補助制度等との併用は可能です。

《交付条件について》

Q リフォーム、建て替えは対象となりますか？

A リフォームは対象外です。建て替えは対象です。

※この奨励金の交付対象とならないことを理由に、一度発行した証明書類（登記事項証明書、住民票等）の手数料の払い戻しはいたしかねます。交付の条件等が不明の場合は、事前に御相談ください。

【問い合わせ先】

筑西市企画部地方創生課

スピカ本庁舎4階

電話：0296-22-0500

メール：sousei@city.chikusei.lg.jp